

資料 6-2

東日本大震災からの復興を促進するための提言

全国知事会
東日本大震災復興協力本部

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 1 年 4 か月が経過した。死者・行方不明者は約 2 万人、建物被害約 120 万戸という空前の被害を受けた被災地では復旧・復興が次第に進みつつあり、家屋等流出地域や原子力災害に伴う警戒区域及び避難指示区域などを除き、電気・水道などの公共インフラはほぼ復旧している。しかしながら、35 万の人が依然として故郷を離れて応急仮設住宅等での避難生活を余儀なくされ、さらに、東京電力株式会社（以下「東京電力」という）福島第一原子力発電所では国の事故収束宣言後もトラブルが相次ぐなど、事故は収束していない。また、大津波によって壊滅した市街地や集落を再建し、事業活動を復興させるにはこれから何年もの月日を要することは避けがたい。

これまでの震災復興の歩みを振り返ると、国の取組は決して迅速とは言えない。このことは、復興の司令塔となる復興庁が設置されたのが大震災から 11 か月も後の本年 2 月になつたことに如実に表れている。

全国知事会では、昨年 7 月、地方の主体性を活かしながら迅速に復興対策に取り組むべきことなどを国に提言したが、十分実現されていない。復興庁は国を主導する役割を期待されたが、府省縦割り構造の中の一出先機関にとどまっていると言っても過言ではない。復興の主体となる地方の自主性が最大限に発揮できるようになっていないことも復興が遅れる要因の一つとなっている。

こうした状況を深く憂慮し、全国知事会では、東日本大震災復興協力本部を中心となって改めて国への提言を取りまとめた。

今年度こそ真の復興元年にしなければならない。今こそが復興の正念場であり國の真価が問われている。これまでの復興の遅れを取り戻し、1 日も早く故郷に戻り、生活や事業を元通りに再建したいという被災者の当然の希望に速やかに応えなければならない。一刻も早い被災地の復興を成し遂げ、日本の再生を果たすために、国と地方が、官と民が、力を合わせて全力で取り組まなければならない。全国知事会としても、今後とも全力で取り組んでいく決意であることは申すまでもない。

国においては、被災地が切実な思いで提出している提言・要望に誠実に対応するとともに、復興を促進するための緊急課題等である以下の事項について、速やかに実施するよう提言する。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、依然として多くの住民が避難を余儀なくされ、広範な地域で事業活動にも甚大な悪影響を与えており、当該発電所に近い地域では復興に着手すらできない状況である。

損害賠償は被害者の生活再建に不可欠であり、損害賠償を遅延させることは、それだけ被災地の復興と日本経済の回復を遅らせることになる。しかしながら、損害賠償に対する東京電力の姿勢は、当初、150ページにも及ぶ膨大な申請書類を被害者に突きつけたことに端的に表れているように、加害者としての自覚に欠けた極めて不誠実なものである。

東京電力福島第一原子力発電所事故の責任は、最終的に監督者である国に帰せられるものであるから、損害賠償、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理など原子力災害に起因する一切の問題の解決に当たっては、国の責任の下で、国が前面に立って取り組むことが不可欠である。

提言 1-1 原子力損害賠償の完全実施

風評被害も含め、原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について、その範囲を幅広く捉え、全被害者を対象に十分な賠償が確実・迅速に行われるよう原子力損害賠償紛争審査会の定めた指針を見直すこと。

特に、長期間帰還困難となる場合の精神的損害や土地・建物の従前の利用実態や今後の利用価値の減少なども踏まえ、被害者の立場に立ち、被害者が納得できる賠償となるよう十分に配慮すること。

また、被害者の負担軽減のため審査手続の簡素化を行うとともに、賠償請求月の翌月には賠償金を支払うなど、損害賠償を迅速かつ十分に行いうよう東京電力に対して指導すること。

提言 1-2 国の責任の下での除染等の促進

放射性物質の影響を受けた地域の除染を早期に完了させ、住民の居住と事業活動の安全を確保することが復興の第一歩である。そのため、大量の人員を集中的に動員して市街地のみならず農地や森林など広大なエリアの除染を促進することが不可欠である。

除染に伴う費用についてはすべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすることを明確に示し、除染を促進すること。汚染状況重点調査地域外における除染についても同様とすること。

また、森林の除染については、生活圏周辺だけではなく、水源地や林業生産の場である森林なども対象とすること。

除染に伴い発生した大量の除去土壌が仮保管を余儀なくされていることから、仮置場や一時保管場所から除去土壌を搬出できるよう最終処分の方針を早急に示すとともに、最終処分先の確保については、周辺住民等の理解が得られるよう国が責任をもって対応すること。

提言 1-3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

放射性物質により汚染された焼却灰、浄水発生土、下水道汚泥、建設・農林業系副産物等の廃棄物は、その濃度に関わらず、国が責任を持って最終処分場を確保するなど迅速かつ適切な処理を進めること。

特に、ごみ焼却施設の焼却灰、下水汚泥焼却灰等で放射性物質の濃度が 8,000Bq/kg を超える指定廃棄物を処分するための最終処分場を地元の合意を得た上で国が早急に整備・確保

すること。

8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処分や再利用を円滑に進めるため、ごみ焼却施設の設備改修などに対する十分な財政支援を行うとともに、住民の理解が得られるよう基準値の設定根拠も含め安全性を明確に示すなど、国が説明責任を十分に果たすこと。

放射性物質濃度を低減させ、再利用を可能にするための実効性のある技術開発を促進し、既存処理施設で処理が困難になっている廃棄物の処理方法及び指定廃棄物を出さない処理方法を早急に開発・普及させること。

放射性物質により汚染された廃棄物の処理に伴って最終処分場の残余容量が急速に減少しているため、最終処分場の拡張や新設への財政支援を強化すること。

なお、放射性物質汚染対処特別措置法施行前に埋立処分された放射性物質濃度が8,000Bq/kg を超えた、もしくは超えたおそれのある廃棄物に起因するトラブルが生じた場合に、国が責任をもって対処する制度を設けること。

提言 1-4 特措法対象外である放射性物質に汚染された建設発生土砂の処理の促進

建設工事や用排水施設の維持管理等で発生する汚染土砂は、除染対象のものを除き、放射性物質汚染対処特別措置法の対象外となっているが、放射性物質に汚染されているため、処理ができない状況となっており、災害復旧事業の実施や用排水施設の土砂排除などに支障をきたしている。

これら汚染土砂を同法の対象とし、早急に処理や再利用等の基準を定めること。

また、汚染土砂については、国が責任を持って迅速かつ適切な処理を進めること。

提言 1-5 食品・低線量被ばくの健康影響等についての国民への十分な説明

食品に含まれる放射性物質の基準値や低線量被ばくの健康影響について、国が疫学的調査を含め、正確な情報を国民に対して分かりやすく継続的に情報提供するとともに、放射線や放射性物質に対する理解を深めて国民の不安の解消に努めること。

環境中に放出された放射性物質等の影響について、放射線モニタリング、人体や農林水産物等への影響調査を機器を増強したうえで継続的に実施するとともに、科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供すること。

また、子どもに対する健康リスクについて説明責任を十分に果たすこと。

提言 1-6 放射性物質の検査体制の整備・充実、吸収抑制技術の開発等

放射性物質の検査体制の整備・充実を図るため、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査に係る費用については、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。

また、農林水産物の放射性物質吸収抑制技術を早期に確立するとともに、農林漁業者が同対策に取り組むために必要な予算を確保すること。

提言 1-7 東京電力福島第一原子力発電所からの海洋への汚染水の流出防止対策の徹底

原子力発電所の事故に伴う放射性物質の海洋への放出・流出及び地下水を通じての漏出により、沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が懸念されることから、将来にわたり、徹底した施設の整備・管理を図り、今後一切放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出・流出・漏出が生じないよう東京電力を指導・監督すること。

また、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないよう国として万全の対策を講じること。

2 災害廃棄物の広域処理や再利用の促進

東日本大震災によって発生した膨大な災害廃棄物の処理は、6月30日時点で20.3%に留まり、復興を進める上で大きな障害となっている。国が目標に掲げる平成26年3月までに災害廃棄物の処理を完了するためには、災害廃棄物の広域処理や再利用の促進が不可欠であり、全国知事会としては、災害廃棄物の広域処理については、国と地方が手を携えて、地域の実情に応じて積極的に取り組んでいくことを示している。

多くの地方公共団体では、住民に対して災害廃棄物の受入れへの理解を求めており、災害廃棄物の放射性物質による汚染を懸念する住民の不安を完全に払拭できないことから十分な理解を得られず、大いに苦慮しているところである。

国は住民不安の解消を地方公共団体に丸投げすることなく、国自らが先頭に立って安全性を明確に示し、住民に十分な説明を行うことが不可欠である。

また、住民のコンセンサスを得るに当たっては、経済的・歴史的背景や取組の状況等、地域の事情が異なることに鑑み、各地方公共団体の判断を尊重することが必要である。

提言 2-1 国が災害廃棄物の処理の安全性を明確に説明

災害廃棄物の広域処理を迅速に進めるため、国が災害廃棄物処理の安全性と国の責任を明確に示し、適切な情報提供を行い、住民の不安を払拭すること。

提言 2-2 受入地方公共団体等への全面的な支援

災害廃棄物を受け入れた地方公共団体等が要した経費については、長期にわたるモニタリングや維持管理等も含めて国が責任を持って支援すること。

災害廃棄物処理を行う地方公共団体等に対して十分な技術的支援を行うとともに、地域において合理的に設定した基準を上回る焼却灰処理については国が自ら最終処分場を確保するなど国の処理責任を明確にすること。

広域処理に伴って風評被害などのトラブルが生じた場合は、国が責任を持って対処すること。

地方公共団体では、国の要請を受けて災害廃棄物の受入れを実現すべく住民説明を進めてきたところであり、要請対象団体を縮小するなど方針を大きく変更するに当たっては、事前に丁寧な説明を行うこと。

3 復興庁の権限強化、復興交付金等の運用の見直しと復興施策に係る予算の確保

復興庁には各府省に対する強い権限がなく各府省と連絡調整をするに留まっているが、復興を促進するためには、復興庁の権限を強化し真のワンストップ化を実現することが不可欠である。

また、東日本大震災復興交付金は、東日本大震災復興特別区域法によって被災地方公共団体がその地域の特性に即して創意工夫しながら自主的かつ主体的に行う復興のための事業の財源として創設されたものであるが、使い勝手の悪さが多方面から指摘されている。大震

災からの復興を現場の判断に基づき地域の実情に即して迅速に進めるため、復興交付金や復興調整費等の運用を見直すことが必要である。

併せて、被災地の復興には巨額の費用と長い年月を要するので、平成 25 年度以降も長期にわたって復興関連予算を十分確保することが必要である。

提言3-1 復興庁の権限の強化

復興庁の権限強化により、復興庁が被災地の復興政策に関し各府省をリードできる体制を築き、真のワンストップ化を実現すること。

提言 3-2 復興交付金の事業内容における地方の自由度向上

復興交付金は、復興庁や各府省が実質的な査定を行うのではなく、制度創設の目的に則って使い勝手のよい包括的な交付金とすべきであり、基幹事業や効果促進事業などの枠組みをなくし、事業選択を地方の主体的な判断に委ねることができるよう速やかに制度改正を行うこと。

また、改正法が成立するまでは、現行法令の下で運用の弾力化を最大限に図り、特に内陸部における復興の進捗に影響のないよう十分配慮すること。

提言 3-3 復興交付金に係る復興庁への権限集約

復興交付金の申請に当たっては復興庁のみならず各府省との事前調整が事実上不可欠となっているが、復興をスピードアップさせるため、復興交付金に係るすべての事業執行権限を復興庁に集約すること。

復興交付金事業計画の提出や申請等の手続の窓口を復興庁が担うだけではなく、復興交付金予算を復興庁から各府省へ付け替えることなく、復興庁がワンストップで申請受付から交付決定まで行うようにすること。

提言 3-4 復興交付金等の事務手続の簡素化の徹底

被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、復興交付金を始めとする補助金・交付金等の事務手続や提出書類の簡素化を更に進めること。

提言 3-5 東日本大震災復興調整費の運用改善

復興調整費の使途については、被災地の事情に最も精通した地方公共団体の自主性に委ねるとともに、復興庁へのすべての事務の一元化、交付までの手続の迅速化、提出書類の簡素化などの見直しを行うこと。

提言 3-6 復興施策に係る予算の確保

平成 25 年度以降においても、復興交付金や様々な財政支援措置、国が直接実施する復興関連施策などに関する十分な予算を確保するとともに、必要に応じて平成 24 年度の補正予算措置を講じること。

また、被災地方公共団体の復興状況を勘案し、事業の進捗により新たに必要となった事業についても適切に支援すること。

4 復興特区制度の適用拡大

復興特区制度については、被災した特定地方公共団体からの多数の申請に対し、個別に認定が行われているところであるが、被災地域全体の復興を迅速に進めるためには、制度の柔軟な運用が不可欠である。

提言 4-1 個別の認定を要しない被災地共通の特例適用

被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制や手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。

5 防災集団移転促進事業をはじめとする集落再生の促進、交通インフラの早期整備

大津波に襲われた沿岸部の各地域では復興計画の方向性が概ねまとまりつつあるが、地域によって集落の高台・内陸への移転や現位置でのかさ上げなど考え方方が異なっている。住民の間でも様々な意見があり、意見集約が困難な地域もあるのが実情である。

既に集落の高台移転や、災害廃棄物の再利用による防潮堤背後の防災緑地の築造、防潮堤やかさ上げした道路・鉄道などによる多重防御の計画策定など、集落再生に向けて様々な取組が始まっているものの、多くの住民が津波で流失した住宅再建の費用で悩んでいるため集落再生の取組に遅れが生じ、住民の流出につながることが懸念されている。住民の流出を防ぐためにも早期に集落再生の方針を決め、インフラ整備を早期に完了させることが急務となっている。

提言 5-1 防災集団移転促進事業の要件の一層の緩和

市町村が被災した土地を買い取るための要件は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地に限定されているが、対象区域内の土地が従前の土地利用状況に関わらず買取対象となるようにこの要件を緩和すること。

提言 5-2 地域の実情に即した集落再生の支援、防潮堤の整備促進

地域の判断で迅速に集落を再生できるようにするために、住宅再建費用の支援などが柔軟に行えるよう復興交付金の自由度を高めるなど、地域の実情に即した支援を強化すること。

また、集落再生に不可欠な防潮堤の整備を迅速に進めること。とりわけ、漁港区域内の防潮堤の整備については、地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の対象とされたところであるが、整備を促進するため、今年度の補正予算及び来年度以降の予算において財源を十分に確保すること。

提言 5-3 復興道路等の整備・鉄道の復旧の促進

三陸縦貫道等の緊急整備や太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の強化について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、概ね 10 年後の完成が目標とされているが、地域の再生のために極めて重要であるので、できる限り前倒しして完成させること。

また、被災地域と避難先や内陸部の後方支援拠点基地等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であり、復興交付金で措置されない事業については社会資本整備総合交付金（復興）で採択するとともに、予算枠を拡大し、復興事業が終了するまで制度を継続すること。

鉄道についてもできる限り早期に復旧できるよう支援を強化すること。

提言 5-4 液状化被害への支援の強化

液状化による被害を受けた世帯や地方公共団体に対する支援を強化すること。

6 産業の復興、雇用対策の促進

被災地では、農林水産業や商工・観光業などの主要産業が津波による施設等の流出、原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染や風評被害などによって大打撃を受け、多くの住民が仕事を失ってしまった。復旧・復興が進展する中で事業再開にこぎ着ける事業所が着実に増える一方、事業の再開や継続を断念する事業所も少なくない。特に、被災地の多くを占める中小企業では、事業中断が長引くと販路を失って再開がより困難になることが懸念される。

雇用情勢は、建設業を中心に統計上は回復傾向にあるが、多くの住民が新しい慣れない仕事を探さざるを得ず、求人の多くが従前よりも短期雇用・低賃金であることなどから、深刻なミスマッチが生じている。このため、産業の復旧・復興を加速させ、総合的な産業振興策を講じるとともに、求職者・求人企業双方に対する支援を強化することが急務となっている。

提言 6-1 産業の復興加速、成長分野の新たな産業立地による長期雇用の確保

被災地の復興を加速し住民の流出を防ぐため、地域の基幹的な産業の復興を促進するとともに、成長分野の新たな産業立地を政策的に誘導し、中長期的な雇用の確保を強化すること。

提言 6-2 農林水産業の復旧・復興支援の強化

農林水産業の復旧・復興を迅速に進めるため、漁港や海岸保全施設・防潮林・農地等の復旧・整備への支援、人的支援、復興のモデルとなる園芸団地への支援、補助事業等の要件緩和・手続簡素化など、復興状況等に応じた支援を強化・継続すること。

特に、水産業における漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や担い手の確保・育成、関係団体の事務所の新設整備、関連業者の事業再開への支援を継続すること。

また、用地のかさ上げと併せた水産加工施設の復旧、漁場のがれきの将来にわたる撤去・処分、本格復旧前に必要となった仮係留施設等の整備についても、全額国庫負担により支援すること。

さらに、漁船や漁業資材の早期確保のためメーカー等に対して供給体制の増強を強く働きかけること。

提言 6-3 中小企業の再建のための「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等の継続・拡充

被災した中小企業が同業者などとグループで再建計画を定め、再建費用の4分の3を国と県が補助する「グループ補助金」は非常に有効であるので、多くの事業者が支援を受けられるよう補助金総額を増額し、小規模・零細企業も採択されやすくなるよう要件を緩和するとともに、平成25年度以降においても制度を継続すること。

事業活動に伴う二重債務問題の解消に向けた措置を強化するとともに、被災した中小企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を平成25年度以降においても継続すること。

また、一時移転を余儀なくされた商工会の地元回帰促進のため、「商工会等施設復旧事業」を平成25年度以降においても継続すること。

提言 6-4 観光振興の強化、被災地支援のための高速道路無料化の再開

被災地及びその周辺の観光地への旅行を促進するため、被災地に関する正確な情報提供を

行いながら、大規模な観光キャンペーンを実施するとともに、観光振興に対する財政支援を強化するなど、具体的な観光促進策を講ずること。

また、被災地などの観光地への外国人旅行者を増加させるため、数次ビザの導入を拡充するとともに、外国向けの大規模かつ継続的な観光キャンペーンを行うこと。

平成24年3月まで実施された観光振興や被災地支援のための高速道路無料化は、極めて有効な措置であり、被災地の本格的な復興と広域避難者への支援のため、再度実施すること。

提言6-5 就業支援の強化

雇用のミスマッチを解消するため、求職者や求人企業に対する支援を強化するとともに、民間の人材派遣業者などとの連携を強化すること。また、雇用調整助成金の審査を迅速に行い、申請後速やかに助成金の交付を行うこと。

また、緊急雇用創出事業については、雇用を確保するとともに復旧・復興を進める上で有効な制度であるので、事業規模を拡充し、事業期間を延長すること。

特に、緊急雇用創出事業のうち雇用復興推進事業については、事業の対象となる期間・対象者の要件緩和を図ること。

7 風評被害対策の強化

原子力発電所事故の影響により、農林水産物や加工食品、工業製品、観光業等に関して、国内外における風評被害が広範に生じており、あらゆる経済活動に悪影響を及ぼしているほか、被災者が差別されるなど人権問題も発生している。こうした根拠のない風評を一日も早くなくすことが被災地の復興と我が国経済の回復のためには不可欠である。

提言7-1 風評被害防止のための普及啓発、国内外への情報発信の強化

根拠のない風評によって経済活動や市民活動への悪影響や人権侵害が生じないよう普及啓発を強化すること。

特に、食品に含まれる放射性物質の安全基準を国内外の消費者、流通関係者、食品関連事業者等に対して確実に普及啓発を行うとともに、農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査や証明書発行などの国による体制強化や支援の充実により、国内外への正確な情報の発信と安全性のPR強化を図ること。

とりわけ、国外では、在外公館が総力を挙げて取り組むなど、国があらゆるチャンネルや機会を利用して風評被害の払拭に努めること。

提言7-2 事業者への支援の強化

農林水産物や加工食品、工業製品等の販路拡大や販売促進を図り、消費の拡大をこれまで以上に支援すること。

事業者が行う放射性物質検査に係る費用は、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。

提言7-3 風評被害による賠償対象の拡大

原子力発電所事故によってもたらされた風評被害について、そのすべてを賠償の対象とし、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に早急に明示すること。

国の新基準値を下回る、食品産業事業者等が独自に定めた基準による取引停止等の損害についても、風評被害として適切に対処すること。

8 避難者・被災者、被災地方公共団体に対する総合的な支援の強化

地震・津波災害及び原子力災害の発生から1年4か月が経過しても、多くの住民が故郷を離れ、先行きのなかなか見えない厳しい避難生活を余儀なくされている。また、被災地においても、応急仮設住宅での生活の長期化が想定されるなど、被災者は今なお不安定な生活を送っている。

こうした避難者・被災者に対して、今後の見通しを説明するとともに、早期の生活再建に向けて総合的かつ継続的な支援を強化することが必要である。

また、地域医療体制の再建や被災地方公共団体への一層の人的支援等が必要である。

提言 8-1 避難者の生活・事業活動再建の促進

地震・津波災害及び原子力災害による避難者の避難先での安定した生活及び雇用の確保や事業の再建、さらには帰還に向けて総合的に支援するための方策を明確に示し、速やかに実行すること。

避難者の避難先が応急仮設住宅か借上げ仮設住宅か、県内か県外か、自主避難かどうかなどは問わず、同様の支援措置を受けられるよう配慮するとともに、被災地方公共団体及び避難者を受け入れている地方公共団体の取組に対して十分な財政支援を行うこと。

提言 8-2 原子力災害により長期にわたり帰還困難となる避難者の支援

原子力災害により長期間にわたり帰還困難となる住民については、生活再建の見通しを明確に示すこと。

故郷に当分の間戻れない住民等が帰還できるまで居住する避難中の拠点を整備する際には、関係地方公共団体と十分協議し、雇用の確保も含めて国が責任を持って対応すること。

提言 8-3 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大等

買取りによる応急仮設住宅等に係る維持管理経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費など救助に要する経費のすべてを災害救助法に基づく救助の適用範囲とし、全額国庫負担による支援を行うこと。

また、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与期間が1年延長されたところであるが、必要に応じてさらに延長する措置を講じるとともに、延長に伴い生じた経費については国庫負担とすること。

さらに、避難者の生活実態の変化に伴う応急仮設住宅の借換え要望に柔軟に対応できるようにすること。

提言 8-4 医療・福祉提供体制の復旧・復興支援

原子力災害の影響の大きい福島県を始めとする被災地では、医療従事者や介護職員等の人材確保が困難であり、医療・福祉サービスの提供体制が危機的状況にあるため、効果的な人材確保対策を速やかに講じること。

医療復興に向けた取組が長期かつ広範囲にわたるため、地域医療再生臨時特例基金の更なる積み増しと設置期限の延長を図ること。

警戒区域内等で休止を余儀なくされている医療機関への新たな融資制度の創設や融資条件の緩和など、医療機関に対する柔軟かつ迅速な支援を行うこと。

提言 8-5 被災地の実態に合った子育て支援の強化

地震・津波災害及び原子力災害により、被災地の多くの子育て家庭が県外へ避難していることは深刻な事態である。被災地の復興の力となる子ども達の健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

提言 8-6 郷土を支える人材を育成する復興教育への支援の強化

被災地の小・中・高等学校等が、東日本大震災の体験を踏まえ郷土の復興・発展を担う人材を長期にわたって育成できるよう継続的に支援すること。

提言 8-7 コミュニティの再生に向けた生活支援の拡充

被災地の真の復興を実現するためには、コミュニティの再生に配慮した住民主体のまちづくりの取組を進めるとともに、高齢者等の見守り活動など被災者に対するきめ細かな生活支援が必要であることから、こころのケア・福祉・まちづくり等に関する民間の専門家やNPO、ボランティアによる相談支援や調査研究などの多様な支援活動が活発に行われるよう必要な財政支援措置を講じること。

提言 8-8 国等による人員派遣の強化、地方公共団体の更なる人員派遣に対する支援等

被災地方公共団体では職員が犠牲になるなどマンパワーが著しく低下しており、国や全国の地方公共団体から人的支援を受けながら復興関連事業を進めているものの、更なるマンパワーの確保が急務となっている。

被災地方公共団体に対する国や関係機関からの人員派遣を一層強化するとともに、全国の地方公共団体からの更なる人員派遣、被災地方公共団体の職員採用や民間企業等への委託等を一層支援すること。

9 東日本大震災の風化防止と今後の防災対策の強化

東日本大震災の実情と教訓を今後とも風化させることなく正しく伝えていくことは、復興を国民全体で支え、防災意識を向上させる上で不可欠である。また、多くの国民が被災地でのボランティア活動に参加したり、被災地を実際に訪れて大震災の実情や教訓を学ぶことは、被災地の産業の復興にも大いに貢献するものである。

また、我が国は地震国であり、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などが特に大きな被害をもたらすものとして想定されているが、いつどこで大きな地震が起きてもおかしくないことを忘れてはならない。東日本大震災の教訓を基に費用と時間のかかるハード面の整備を進めるとともに、すぐにでも始められる防災意識の向上を強力に推進すべきである。

提言 9-1 ボランティア活動や被災地ツーリズムの促進

多くの国民がボランティア活動に参加したり、被災した観光地を訪問するよう官民挙げて国民運動を展開すること。

提言 9-2 学校における防災教育の強化、被災地を訪問する修学旅行等に対する支援

小・中・高等学校等において教員も含めた防災教育を徹底し、実践的な避難訓練を充実させるとともに、東日本大震災はもとより我が国で発生した多様な災害を題材とした防災教育を充実させること。

小・中・高等学校等が被災地を修学旅行や支援ボランティア活動で訪れ、大震災の実情や教訓を学ぶことができるよう支援すること。

提言 9-3 全国民の防災意識の向上

全国民の防災意識を向上させるための普及啓発を推進するとともに、企業や地域単位での実践的な避難訓練を推進すること。

提言 9-4 建築物の耐震化の促進

遅れている民間建築物の耐震化を促進するため、その有効な方策を検討し、強力に推進すること。

提言 9-5 電力の安定的供給体制の確立とスマートコミュニティの推進

電力不足の長期化は企業の生産活動や国民生活に深刻な影響を及ぼすことから、一層の節電対策・省エネ施策を推進するとともに、電力の安定供給の確保に万全を期すこと。

また、太陽光や風力、小水力など再生可能エネルギーの一層の活用を図るための措置を強化すること。その際、再生可能エネルギーの普及が地域経済の活性化につながるよう、地域の事業者に対する支援や地域資金の活用を促進すること。

今後、地域で再生可能エネルギーを効率よく利用し環境負荷を抑えるスマートコミュニティを強力に推進することが不可欠であり、スマートグリッド技術の開発などスマートコミュニティを実現するための取組を強化すること。

提言 9-6 テレビ等あらゆる媒体による政府広報の強化

食品の基準値、災害廃棄物の処理の安全性など放射性物質に対する正確な情報や、防災意識を向上させるための情報などを 국민に効果的に提供するため、テレビ等あらゆる媒体による政府広報を徹底的に強化すること。

地震・津波防災対策の充実強化に関する緊急提言

各都道府県においては、東日本大震災の教訓を踏まえて大規模地震・津波に備え、防災・減災対策の推進に取り組むとともに、国においては、南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震などについての対策が検討されている。

こうした中、3月31日に発表された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高」では、震度7が想定される地域が大幅に増えるとともに、太平洋沿岸では津波高が30mを超える地点があるなど、これまでの推計を大幅に上回る地震・津波によって、関東から四国・九州に至る広い範囲で甚大な被害を受けることが想定され、対策のさらなる加速化・拡充が必要となっている。

また、切迫性が指摘される首都直下地震では、首都中枢機能への直接的なダメージによる甚大な被害が想定されるが、これらの全国的な影響が極めて大きい地震に対する備えはまだまだ不十分な状況である。

このような状況の下、平成23年度に創設された全国防災対策費及び緊急防災・減災事業債の仕組みは、全国的に必要な防災・減災対策に適用でき、人命と財産を守るために対策を推進するには非常に有効な制度となっているが、地方の要望額が当初の想定額を大幅に上回り、今後の地方債枠等の不足が懸念されている。

南海トラフの巨大地震及び首都直下地震は、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすことから、今後、明らかにされる人的・物的被害の推計値などを踏まえて、何より尊い生命を確実に守るとともに、その他のあらゆる被害を最小限にとどめるための防災・減災対策強化に取り組んでいくことが必要である。

このことは国の盛衰を左右する地方自治体の域を越えた、国策の中に据えられるべき極めて重要な国家的課題であり、国による法整備、財政的支援の下、国と地方が一体となり、地震・津波対策の加速化と抜本的強化を進めなければならない。

国においては、下記について早期に実現するよう強く要請する。

1. 緊急防災・減災事業に係る新たな枠組みの創設など確実な財源の措置
2. 以下の項目を盛り込んだ「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」及び「首都直下地震対策特別措置法（仮称）」の制定
 - ①観測施設の早期整備及び予知・観測体制の充実・強化
 - ②巨大地震・津波に対応した緊急対策の実施及び財政支援制度の創設
 - ③巨大地震・津波に対応した地震対策大綱・応急対策活動要領の策定

平成24年7月19日

全国知事会

計画停電に関する緊急提言

平成24年7月20日
全国知事会

国は、6月29日に「エネルギー・環境に関する選択肢」を示し、8月中を目途に「革新的エネルギー・環境戦略」の決定に向けた国民的議論を進めています。こうした中で、地域においては今夏の電力不足をいかに乗り越えていくかが大きな課題となっています。

特に、今夏の厳しい電力需給の下、北海道、関西、四国、九州の各地域においては、節電目標の達成に向けた最大限の取組みを行うとともに、万一の計画停電の実施に備え、あらゆる事態を想定し準備を進めております。

計画停電は、突発的大規模停電を回避するための最終手段ですが、あらゆる節電努力により、何としても避けなければなりません。

しかし、万が一計画停電が実施された場合には、人工呼吸器や人工透析などを利用する患者などの生命に直接的な危険が及ぶほか、産業活動や国民生活に多大の影響を及ぼすことから、国及び電力会社は、グループ分けやスケジュール及びひつ迫警報（第1報）から計画停電決定までに至る情報などについて、徹底した周知を図ることや、可能な限りの停電時間の短縮を図るなど、万全の対策を講じる必要があります。

また、国民の節電努力などにより計画停電が実施されなかつたとしても、計画停電がいつか実施されるのではないかという不安感により、活動の自粛など社会生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。

以上のことから、中長期的な電力の安定供給に向けた道筋を含め新たなエネルギー政策の方向性を早急に示すとともに、たとえ計画停電が実施されたとしても、産業活動や国民生活への影響が最小限に抑えられるよう、緊急に提言を行うものであります。

1 計画停電の回避に向けた最大限の努力

- ・計画停電の実施は産業活動や国民生活への影響が極めて大きいことから、発電所の事故防止、電力会社間の融通、緊急設置電源の新設、自家発電の活用、揚水発電のピーク時の活用など、国は、これを回避するための最大限の努力を行うとともに、電力会社に対して、同様の対応を求める。

2 周知の徹底と可能な限りの時間短縮

- ・計画停電を実施する際の手順について、予め周知徹底を図ること。
- ・緩和措置の対象とならない医療機関の入院患者の一時転院や、児童・生徒の安全確保、工場の休日振替などが円滑に行われるよう、万が一、計画停電を実施せざるを得ないときには、国民生活への影響を緩和するため、国が主体的に責任を持って、計画停電に向けた周知徹底を図るとともに、停電時間を可能な限り短縮させるように、電力会社を強く指導すること。

3 医療機関や社会福祉施設及び在宅療養者などへの配慮

- ・緩和措置の対象とならない医療機関や社会福祉施設の入院患者、入所者、学校で医療的ケアを受けている児童・生徒及び在宅療養者において、停電により生命や身体の安全に重大な影響を及ぼすことがないよう、自家発電装置の整備や医療機器の非常用電源等の確保及び緊急時の職員配置など見回り体制の確保を図るために、補助制度の創設や拡充、診療報酬・介護報酬の加算など所要の措置を講じること。

4 産業活動への影響緩和策

- ・計画停電の実施は、生産活動の停滞のみならず、産業の更なる空洞化を加速させ、地域経済や雇用への大きな影響が懸念されることから、緊急電源の確保などにより電力供給を維持できるよう、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修等に対する支援を行うこと。
- ・計画停電に備えた発電機の確保やリース制度の創設、保有する設備の稼働に対する燃料費への支援などを通じ、自家発電を促進すること。
- ・計画停電に伴う経済損失等について、補償制度の確立や政府系金融機関による融資の円滑化などにより、一次産業や中小企業等の経営への影響の緩和を図ること。

5 国民生活への影響緩和策

- ・国民生活のライフラインである上下水道・鉄道・道路などの関係施設や、港湾・海岸・河川・土地改良関係施設については、事故や災害への対応などの緊急時には計画停電時であっても通電措置を講じるなど、国民生活の安全を確保するために万全な対応を期すよう、電力会社を強く指導すること。

6 関係自治体との事前調整を踏まえた運用方針の決定

- ・今後、やむを得ず計画停電の準備を行う必要が生じる場合には、関係自治体から影響緩和施設についての要望を行う必要があることなどから、十分な準備期間を確保し、関係自治体と丁寧に事前調整を行った上で、計画停電の運用方針を決定すること。

円高・地域経済・雇用対策に関する決議

平成24年7月20日

全国知事会

我が国経済は、生産活動や設備投資は緩やかに持ち直し、個人消費も緩やかに増加しているが、雇用情勢は東日本大震災の影響もあり依然として厳しい状況にある。

こうした中、欧州政府債務危機の深刻化等を背景とした海外経済の更なる下振れ、円高の進行やそれに伴う国内空洞化は、地域の経済・雇用情勢の悪化を招きかねない。

全国知事会は、昨年来、政府に対し、円高是正やデフレ経済からの脱却に向け、地域経済・雇用の活性化を図るよう強く要請してきたが、今もなお円高が進行し、我が国及び地域の経済・雇用情勢への大きな影響が懸念される状況にあり、政府・日本銀行の効果的な対策の不足を厳しく指摘せざるを得ない。

地方としても創意を生かした施策を積極的に展開し、地域経済の活性化や雇用対策に取り組んでいるところであるが、政府・日本銀行においては、補正予算による対応など、中小企業や雇用に配慮した更なる効果的な対策を迅速に講じるよう求める。

以上、決議する。

〈円高・デフレ対策〉

- 円高の是正に向け、適時の為替介入や金融緩和政策の強化を行うこと。
- 東日本大震災からの早期の復興にもつながる企業の国内投資を大胆に促進するための施策を充実すること。
- デフレ経済からの脱却に向け、日銀は今求められているその役割を十分果すとともに、政府においては、的確な規模の資金調達を行うことにより、短期的に政府支出を拡大するなど、引き続き、断固たるマクロ金融・経済政策を講じること。

〈地域経済対策〉

- 地域経済を支える中小企業の経営基盤強化や、自発的挑戦を促すための施策を打ち出すこと。特に、中小企業金融円滑化法については、中小企業の経営が悪化しても倒産を一定程度抑えるなどの効果があったが、平成25年3月31日をもって期限が切れることになっている。厳しい経営状況にある地域の中小企業の資金繰りを支援するため、同法の一定期間延長または失効した場合の支援施策を推進するとともに、セーフティネット保証5号の全業種指定を維持するなど、金融のセーフティネットに万全を期すこと。
- ・ 災害に強い国土づくりや経済活動の安定化、さらには日本経済全体を底上げするため、防災対策として必要な公共事業の推進などを含めた景気対策を講じること。
- ・ 中長期的に強い日本経済を支えていくため、食や観光、物流、環境・エネルギー、医療など、今後の成長分野に関する規制緩和や支援の拡充等について、総合特区制度を一層実効あるものとすることを含め、積極的に取り組むこと。また、広域的な電力融通も含め、電力不足対策に適切に対応すること。なお、電気料金については産業面への影響に十分配慮すること。
- ・ 震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、観光や輸出等において影響を及ぼしている風評被害を払拭するため、海外に向けて地域の情報も含め正確かつ効果的な情報発信を行うとともに、諸外国

の日本産品に関する輸入規制への適切な対応など、国が責任をもって対応すること。

- ・訪日外国人客の本格的な回復に向け、海外からの誘客促進につなげる取組を実施すること。

〈雇用対策〉

- 震災後の円高を含めた危機的な状況において、挑戦する中小企業等の人材確保に有効に活用されるなど、地域の雇用の下支えをしている雇用創出基金等の各種基金が打ち切られれば、新たな産業対策に向けた施策展開に支障をきたすとともに、深刻な雇用危機に端を発する地方大不況が発生しかねないことから、平成24年度で終了することとされている各種基金について、今年度の追加交付や平成25年度以降も継続実施できるようにするなど、必要な措置を講じること。また、地域の実情に応じた対策を柔軟・迅速に進めることができるよう、地方の創意工夫による独自性が發揮できる新たな制度を創設すること。
- ・新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。
- ・離職者に対する職業訓練など、再就職支援を充実すること。
- ・意欲のある高年齢者等が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- ・若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や若者への職業的自立支援など、若年者雇用対策を充実すること。
- ・女性が安心し希望をもって働き、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるための女性の継続雇用等を通じた再就職支援施策の充実を図ること。
- ・障害者の就労促進策の充実・強化と雇用維持支援策の充実を図ること。

地域主権改革の推進について ～自立した自治体の創造に向けて～

平成24年7月19日
全 国 知 事 会

地域主権改革については、これまで、国と地方の協議の場の法制化、2次にわたる一括法の成立など評価できる点もあるが、義務付け・枠付けの見直しに際して「従うべき基準」が多用されたことや、国の出先機関原則廃止に向けた成果が出ていないなど、民主党が政権公約として国民に約束したことから比べると、まだ不十分である。

衆議院議員の任期は、残るところ1年余である。政府においては、国は国本来の役割に専念し、地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権改革の原点に立ち返り、改革を推進することを求める。

全国知事会として、地域主権改革により、地方自治体の自己決定と自己責任を確立し、眞の意味で自立した自治体の創造に向け、邁進していく決意である。

《全般的事項》

1 政治主導による全体方針の決定と政権公約の実行

地域主権改革は、既存の中央集権体制からの転換である以上、政治主導でしかなし得るものではなく、また、このためには、政府における羅針盤となる強い方針決定が必要である。

政府は、今夏に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定することを、地域主権戦略大綱において明記していたが、未だ、その内容が示されていない。

については、政府に以下の点を求める。

- (1) 全国知事会が既に提言した「当面の地域主権改革の方向性に関する提言」（別添1）に沿って、地域主権推進大綱（仮称）を策定すること。その際、地域主権戦略会議における協議はもとより、国と地方の協議の場において、地方と協議すること。
- (2) 地域主権推進大綱（仮称）策定後は、政治主導で改革を進め、政権公約で国民に約束した地域主権改革を実現すること。

2 国と地方の協議の場の積極活用による国・地方の力の結集

地域主権改革を推進し、また、国と地方の新しい関係を構築するためには、国と地方の協議の場を積極的に活用することが不可欠である。

国と地方の協議の場を、より実りあるものにするためには、法律に基づき分科会を設置することが必要であるが、これまで、社会保障・税一体改革分科会が設置されたのみである。

全国知事会としても、今般、常任委員会・特別委員会などを見直し、政府との協議に対応できる組織体制を整えたところである。

については、政府に以下の点を求める。

- (1) 国と地方の協議の場に、税制改正、地方財政対策に関する「地方税財政分科会（仮称）」や、「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置し、政策の企画・立案段階から国と地方の力を結集できる仕組みを作ること。
- (2) 特に、今後の社会保障改革は、社会保障そのものを国と地方が連帯し、国民にサービスを提供していることから、国と地方の協議が重要である。このため、各府省と全国知事会等との協議を精力的に進めるとともに、最終結論は、必ず、国と地方の協議の場において出すこと。

3 意欲ある地域の力を引き出すスーパー総合特区（仮称）の創設

現在の日本をみると、直面している課題そのものが地域ごとに異なっていることに加え、解決に向けた官民含めた人材、資金、環境などの地域資源の蓄積の度合いと即応力も異なっている。

こうした地域の力を引き出し、課題解決、経済の活性化・成長に結びつけるためには、従来の構造改革特区や総合特区のように国が審査し、認定する枠組みを超えて、各種規制の特例措置を原則として認めることを基本とし、地域の自主性と責任の下での施策展開を可能とする「スーパー総合特区（仮称）」を創設することが必要である。

《分野別事項》

4 「質」の充実を伴う義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

義務付け・枠付けの見直しについては、2次にわたる一括法成立により一定の進展があるものの、「従るべき基準」の多用など実質的に地方の自由度が高まっておらず、見直しの量だけでなく、質が重要である。

都道府県としても、改革の成果を住民に示すため、見直しに伴い条例制定権が拡大したものについては、地域の実情を踏まえた、地域にとってもっともふさわしい条例制定を進めることとしている。

については、政府に以下の点を求める。

- (1) 政府の要請を受け「今後の義務付け・枠付けの見直し（第4次見直し）に向けた提案事項」（別添2）をとりまとめたところであり、義務付け・枠付けの見直しの「質」を高める観点から、政府はこれを真摯に受け止め、確実に見直し、条例制定権を拡大すること。
- (2) 第4次見直しは、従来の手法にとらわれることなく、地域主権戦略会議や国と地方の協議の場における協議等、政務三役・首長レベルでの協議を踏まえ、行うこと。
- (3) 別添2以外の条項についても、かつての地方分権改革推進委員会は、政府に対して4,076条項の見直しを勧告し、民主党も野党時代に最低限見直すとしていたことから、政府の責任において、確実に見直しを進めること。

5 基礎自治体への権限移譲の推進

基礎自治体への権限移譲については、都道府県としても、事務処理特例条例の活用をさらに進めることとしているが、政府においても、地方分権改革推進委員会第1次勧告のうち、積み残された項目を中心に、地方との協議を経て早期に工程表を策定することが必要である。

特に、義務付け・枠付けの見直しと併せて、基礎自治体への権限移譲を進めることが、地域の自由度の拡大の観点から望ましい項目についても、別添2に記述しているところである。

6 政権公約に明記した国の出先機関原則廃止の断行

国の出先機関原則廃止は、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定されたものの、順調に進んでいるとは言えない。

特に、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」については、広域的実施体制の整備は、ブロック機関の地方移管を可能とする有効な方策であるが、なお与党における検討中であり、国会提出の時期が明確となっていない。

については、政府に以下の点を強く求める。

(1) 国の出先機関原則廃止は、民主党が政権公約で国民に約束したことであり、また、住民に身近なところで物事が決定され、国と地方の行政が効率化されることにより、国民負担の軽減にもつながるものである。

今一度、政府・与党として、この原点を確認すること。

(2) 出先機関の事務権限・人員・財源の「丸ごと」移管に向けた「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」について、政府・与党として、法案を国会に提出し、与野党間の論議を深めること。

(3) ハローワークについては、特区及び一体的取組を地方の提案に沿って積極的に進めるとともに、1年以上実質的な進展が見られない直轄道路・直轄河川、共通課題については、前向きに協議を進め、国の出先機関原則廃止・地方移管に向けた取組を進めること。

7 各府省の政策立案における地域主権改革の視点の強化

- (1) 国庫補助負担金の補助要綱や、介護報酬、診療報酬の決定は、各府省において行われるが、内容によっては、地方の自由度を損なうことにもなりかねない。各府省においては、こうした財政的な関与についても積極的に見直し、地方の自由度を高めること。
- (2) 独立行政法人の中には、都道府県行政と関係の深いものもあることから、独立行政法人改革に際しては、その業務の都道府県移管も検討すること。

地方税財源の確保・充実等に関する提言

—当面の課題を中心に—

平成 24 年 7 月 20 日

全 国 知 事 会

(地方税財政特別委員会)

I 地方分権改革の実現に不可欠な地方税財源の確保・充実

地域主権戦略大綱においては、「地方税財源の充実確保」が 1 つの柱と位置づけられ、「地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す」ことが明記された。

子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すべきである。

今後策定される地域主権推進大綱（仮称）においても、「地方税財源の充実確保」を重要な 1 つの柱と位置付け、国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性が小さく、収支が安定的な地方税体系を構築することを明記し、さらなる地方分権改革を進めるべきである。

また、地域主権戦略大綱や出先機関改革に関する「アクション・プラン」に沿って、出先機関等の事務・権限の移譲を具体化する際には、直近の実績を明らかにして所要の人員や財政規模を見積もった上で、それに伴い必要となる地方の税財源を一体として移譲することが必要不可欠である。

II 税制抜本改革の推進

1 社会保障と税の一体改革

—昨年前から検討が重ねられてきた社会保障と税の一体改革については、「国と地方の協議の場」における地方六団体の意見表明などを通じて地方の意見が相当程度

反映され、最終的には、国の制度と地方単独事業の2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能なものとなっていくという評価が行われた上で、地方分として、地方消費税の税率を1.2%引き上げるとともに、消費税に係る交付税率を変更し、消費税率換算で0.34%充実するとされたところである。

全国知事会は、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、経済状況の好転を前提に消費税・地方消費税の引き上げを含む抜本的な税制改革が不可欠であることを既に3年以上にわたって訴え続けてきたところであり、本国会における関連法案の確実な成立を期待するものである。

その上で、いわゆる「逆進性」への対策をはじめ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」(以下「消費税法改正法案」という。)において消費税率の引上げを踏まえて検討することとされた課題等については、今後、国・地方が相互に協力し、検討を進める必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。そのための手法として、①所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入、②その前提としての「マイナンバー制度」の導入、③さらには食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、④その前提としての「インボイス方式」の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにした上で検討すべきである。

(2) 中小事業者への配慮

取引上不利な地位にある中小事業者において、消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁や価格表示に関するガイドラインの策定、下請事業者に対する不公正な取引の取締りや監視の強化などの対策を講ずるべきである。

(3) 地方消費税収と社会保障給付水準のかい離の調整

地方消費税は地域間の税収の偏在の少ない税ではあるものの、各団体の地方

消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、「消費税収の社会保障財源化」の趣旨を踏まえ、三位一体改革時の取扱いを参考に、引き上げ分の地方消費税について基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、引き上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入することを検討すべきである。

(4) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っている。社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である「消費に相当する額」について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入される経済センサスによっては正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

(5) 地方法人特別税の抜本的な見直し

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

(6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、①消費税と地方法人課税の税源交換、②「地方共有税」の創設、③地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組みの導入を含めた幅広い検討を行うべきである。

(7) 社会保障・税番号制度の効果的・効率的な整備

社会保障給付の適切な実施の前提となる社会保障・税番号制度については、国全体の情報基盤であり、適切な個人情報保護方策を講じた上で、民間活用を図るとともに、効果的・効率的な制度設計を行い、原則として国の負担により整備を進めるべきである。

2 地球温暖化対策のための財源の確保

平成 24 年度税制改正大綱において、「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進め」とされ、消費税法改正法案においても、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討」すると明記されたところである。地球温暖化対策に地方公共団体が果たす役割を適切に反映させる制度として、地球温暖化対策のための税の使途を森林吸収減対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを創設すべきである。

また、CO₂排出削減に資するとともに、地方税源を確保する観点から、現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境損傷負担金的性格」と「財産税的性格」を有する新しい地方税「環境自動車税」を創設すべきである。なお、環境自動車税の創設にあたっては、徴収コスト削減の観点から、「車検時徴収制度」の導入を検討すべきである。

3 自動車取得税の見直し

自動車取得税については、平成 24 年度税制改正大綱及び消費税法改正法案において、「安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う」とされたところであり、また、国内自動車市場の厳しい状況を踏まえた対策が必要である。一方、自動車取得税は、自動車による交通事故や騒音、CO₂の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、偏在性が少なく、また、税額の約 7 割を自動車取得税交付金として交付される市町村にとっても貴重な税源であることから堅持すべきであり、具体的な代替財源を示すことなく見直すことは断じてあってはならない。

III 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

1 一般財源総額の確保

偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

平成 24 年度においては「財政運営戦略」で示された「交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成 24 年度から平成 26 年度において、平成 23 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との方針の下、地方交付税総額について前年度を上回る 17.5 兆円を確保するとともに、地方一般財源総額について前年度と同水準の 59.6 兆円を確保するなど、地方の社会保障関係経費の増嵩などに対応するために最低限必要となる財源が確保された。

平成 25 年度においても、東日本大震災の復興財源は別枠扱いとした上で、前年度の水準を実質的に下回らない地方一般財源総額を確保するとの方針を堅持し、高齢化等の進展に伴い毎年度 7,000~8,000 億円程度増嵩する地方の社会保障関係経費の財源や臨時財政対策債の償還財源を含め、必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

特に、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すべきである。

あわせて以下の取組みを進める必要がある。

(1) 「中期財政フレーム」の改訂

「中期財政フレーム」の改訂にあたり、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の機能強化や消費税引上げに伴う社会保障支出の増加に係る地方負担等については、基礎的財政収支対象経費に係る「歳出の大枠」に加算することとするなど適切に反映すべきである。

(2) 地方公務員給与の取扱い

地方は、厳しい財政状況を踏まえ、国に先んじて独自の給与削減や定数削減等の厳しい行財政改革に取り組んでおり、国家公務員の給与削減に際し、国が地方に対して給与削減を実質的に強制するような、地方交付税や義務教育費国庫負担金の減額は断じて行うべきではない。

(3) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

臨時財政対策債については、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべきである。

(4) 東日本大震災からの復興への対応

東日本大震災からの復興事業については、平成 27 年度末までの「集中復興

期間」に国・地方合わせて少なくとも 19 兆円程度の事業規模が見込まれているが、平成 24 年度当初予算までに既に 18 兆円程度が予算化されている。事業の進捗等を踏まえて、被災地の復興のために必要な事業の規模等を見直すとともに、その上で必要となる追加地方負担については、復興特別交付税を確保すべきである。

2 経済状況の好転に向けた取組み

消費税法改正法案及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」において、消費税率及び地方消費税率の引上げに当たっては、「経済状況を好転させることを条件として実施する」ため、デフレからの脱却及び経済の活性化に向けて、平成 23 年度から平成 32 年度までの平均名目経済成長率 3 %程度、平均実質経済成長率 2 %程度を目指した総合的な施策を講ずることとし、「成長戦略や事前防災および減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど」を検討するとされている。

我が国経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって国内需要が成長を主導すると見込まれるもの、欧州政府債務危機の深刻化を背景とした海外経済の更なる下振れ、円高の進行に伴う国内空洞化の加速、電力供給の制約等の先行きのリスクに直面している。

このため、適切な金融・財政政策を行うことにより経済を成長軌道に乗せていくことが重要であり、成長戦略を実行することと合わせて、東日本大震災を教訓として緊急に実施すべき即効性のある防災、減災等のための事業について、必要な総額を確保した上でできる限り速やかに実施するとともに、首都機能のバックアップを担う交流圏の形成や日本海国土軸及び太平洋新国土軸をはじめとした多重・分散型国土軸の形成など、国土構造の変革による災害に強い国土づくりのためのインフラ整備を積極的に進めるべきである。

3 基金事業等の取扱い

現在基金を財源として実施している妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じるとともに、基金事業の進捗や経済状況に応じ必要なものは期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うべきである。

また、本来の負担割合を超えて地方が多額の負担を強いられている特定疾患治療研究事業などの地方の超過負担については、速やかに解消すべきである。

IV 課税自主権の活用等

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方財政事情を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

政府が掲げる地域主権型の国づくりを進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

また、税負担軽減措置等は、国が地方の課税権を制約するものであり、対象の絞り込み等の見直しを行うべきである。その上で、平成24年度税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重する観点から、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

V 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方公共団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。平成25年度地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映すべきである。

地域自主戦略交付金・沖縄振興一括交付金 (地域自主戦略交付金等)の評価と 平成 25 年度の制度設計に向けた提言

平成 24 年 7 月 19 日

全 国 知 事 会

- I 平成 23 及び 24 年度の地域自主戦略交付金等の評価
- II 平成 25 年度地域自主戦略交付金等の制度設計に向けた
提言
 - ① 都道府県分の制度改正等について
 - ② 市町村分の一括交付金化について
 - ③ 経常補助金の一括交付金化について

I 平成23及び24年度の地域自主戦略交付金等の評価

【評価できる点】

1 地域自主戦略交付金等が創設されたことにより、

(1) 対象事業の範囲内で各省庁の枠にとらわれず、一定のテーマを設定し横断的に事業を選択できるようになったこと

〈平成24年度における各都道府県の主な活用事例〉

①重点テーマを設定し配分

- 東日本大震災などを踏まえた「防災・災害対策」
 - ・災害に強い森林づくりに向けた治山事業
 - ・浸水被害防止のための河川改修や用排水路の整備
 - ・緊急輸送道路の整備 等
- 「農林水産業」等の産業再生
 - ・農林水産業の産出額増加のため、水利施設の整備 等
- 「県民の安心・安全」の確保
 - ・通勤や通学における歩道の整備・危険箇所の改良 等
- 「公共インフラ」の機能強化
 - ・港の機能強化 等

②一定のルールにより配分

- 継続事業の執行・完了を最重点に配分
- 完了間近な事業や、早期完成が必要な事業に配分

(2) 年度途中の環境変化や事業の執行状況に応じ、地方の裁量で所管省庁を超えて流用することが可能となったこと

〈主な活用事例〉

- 入札差金により事業費の圧縮が図られたため、東日本大震災を踏まえた新たな需要に対応。
(主なもの)
 - ・交通安全施設整備、橋りょうの耐震補強対策、道路の防災対策

2 平成24年度において、対象事業の拡大など、一定の進化が見られたこと

〈進化した主な内容〉

- 予算額が拡大 (H23:5,120億円→H24:8,329億円 (沖縄振興一括交付金含む))
- 対象事業が拡大 (H23:9事業→H24:18事業 (都道府県分:16事業))
- 対象事業のメニューが拡充・要件緩和
 - (例) 「社会資本整備に関する事業」に「区画整理・再開発に係る道路事業」が追加
 - ・「社会資本整備に関する事業・流域下水道事業」の人口要件が緩和 (H23:20万人未満→H24:30万人未満)
- 省庁間流用の回数が増加 (H23:年1回→H24:年2回)

【課題】

1 都道府県の必要とする総額が確保されず、継続事業の実施すら支障を來したこと

〈平成24年度 地域自主戦略交付金の予算額〉

- 既存分 対前年度比 ▲5.2%
- 新規・拡充分 対要求・要望額比 ▲6.0%程度

〈継続事業に支障を來した例〉

- 債務負担で契約していたため、当該事業以外の工事を遅らせた。
- 3年間計画の事業について、年度毎の事業量を縮小し事業期間を延伸。

2 各都道府県の予算編成に際して、平成23・24年度の配分方法に係る詳細な情報が示されなかったこと

3 事務手続きについて、原則として、従来の個別補助金の手続きを基本としていること（補助金適正化法が適用されていること）や、かつ内閣府及び関係省庁の二重の手続きを要し煩雑となったこと

Ⅱ 平成25年度地域自主戦略交付金等の制度設計に向けた提言

① 都道府県分の制度改正等について

1 総額の確保について

一括交付金化に当たり、地方において対象となる事業が滞りなく執行できるよう、特に以下の点について、強く要望する。

- (1) 各都道府県では、予算額の削減により継続事業の実施にも支障を来していることから、平成24年度対象事業分については、平成24年度予算額と同額以上を確保すること
- (2) 対象事業の拡大に当たっては、拡大に見合った予算額を確保すること
- (3) 地域自主戦略交付金のうち、北海道・奄美・離島分の予算額については、引き続き別枠とし、地方が必要とする予算総額を確実に措置すること
- (4) 地方が必要とする公共事業を着実に実施できるよう、地域自主戦略交付金等のみならず、社会資本整備総合交付金（H24予算：1兆6,578億円）及び農山漁村地域整備交付金（H24予算：299億円）等の公共事業関係の交付金について、平成24年度予算額と同額以上を確保するなど、必要な予算総額を確保すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金化に当たって、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること（大原則〔H22.4.6〕）
- ・地方が真に必要とする公共事業を着実に実施できるよう、地域自主戦略交付金をはじめ、社会资本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の公共事業予算の総額を確実に確保すること（H24予算編成に向けた意見〔H23.10.20〕）

↓

【今年度の結果】

- ・平成24年度国（一般会計）の公共事業関係費（地域自主戦略交付金等を含む）
　　対前年度比・・・▲3.2%
 - ・平成24年度地方向け国庫補助金（投資関係）対前年度比・・・▲6.6%
 - ・平成24年度地域自主戦略交付金〔既存分〕対前年度比・・・▲5.2%
 - ・　　〃　　〔新規・拡充分〕対要求・要望額比　　・　▲6.0%超
 - ・平成24年度社会资本整備総合交付金*対前年度比・・・▲5.5%
 - ・平成24年度農山漁村地域整備交付金*対前年度比・・・▲5.9%
- （＊両交付金とも一括交付金への拠出分を含む）
- ・平成24年度交付限度額（一般分：4,050億円）は各都道府県の
　　継続事業量等見込み額（5,927億円）*を大きく下回る・・・▲31.7%
- （＊継続事業量等見込み額5,927億円は、H23実績額の120%上限を加味した額）

2 対象事業の拡大・対象要件について

(1) 国と地方の役割を整理し、大規模事業など地域毎に偏在性があるもののや年度間で大きな変動のあるものを除き、それ以外の事業については、地方の自由裁量が発揮できるよう、地域自主戦略交付金等の対象とすること

具体的には、地域自主戦略交付金等に、社会资本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金の対象事業及び額の相当部分を移管すること（併せて、地域自主戦略交付金等と、社会资本整備総合交付金など既存交付金との対象事業の関係を明確に区分すること）

〔例：重複・曖昧なもの〕

- ・ 地域自主戦略交付金等（農山漁村地域整備分）と農山漁村地域整備交付金との対象事業が運用上重複
(農地整備事業、水利施設整備事業等は、両交付金で事業実施が可能)
- ・ 地域自主戦略交付金等（社会资本整備）と社会资本整備総合交付金との対象事業の区分が不明確
(「大規模構造物の整備」は地域自主戦略交付金等では対象外であるが、「大規模構造物」の定義がなされていないため)

(2) 本来国の責任において措置すべきもの、特定地域固有に交付されるもの（例：活動火山周辺地域防災営農対策事業など）、大規模地震対策など対策すべき地域に偏在性のあるもの（例：道路及び河川堤防の液状化対策など）は地域自主戦略交付金等の対象とせず、別途財源措置すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・地方の自由裁量の拡大に寄与する補助金は対象とすること
(緊急声明 [H23. 1. 18])
- ・地方自治体の自由度がより増加するよう、対象となる投資補助金を拡大するとともに、対象範囲の拡大に見合った予算額を確保すること（新たな投資補助金の算入、既に対象となっている投資補助金の要件の緩和）(H24制度設計に関する意見 [H23. 6. 23])
- ・地域自主戦略交付金と社会資本整備総合交付金など既存交付金との関係を明確化すること（重複の回避、配分方法の整合性など）(H24制度設計に関する意見 [H23. 6. 23])
- ・本来国の責任において措置すべきもの、特定地域に関するもの等は地域自主戦略交付金の対象とせず、別途財源措置すること (H24予算編成に向けた意見 [H23. 10. 20])

↓

【今年度の結果】

- ・今年度の対象事業は、前年度の9事業から16事業（都道府県分）に拡大
- ・このうち5事業は対象事業のメニューが拡充
- ・地域自主戦略交付金等の対象事業である農山漁村地域整備に関する事業内に活動火山周辺地域防災営農対策事業が含まれる

3 運用面の改善について

- (1) 各都道府県の予算編成に支障を来さないよう、平成25年度の制度概要（対象事業とその要件、配分の基本方針等）を早期（遅くとも1月半ばまでに）に示すこと
- (2) 各府省に予算を移し替えることなく、内閣府に一元化すること（これにより、国・地方とも事務負担の軽減が図れるほか、各府省間の流用が隨時可能となるなど地方の裁量が拡充）
- (3) 真に地方の自由度の拡大につながるものとするため、地域自主戦略交付金等を補助金適正化法の適用除外とすること
- (4) 事務手続き・提出書類について一層簡素化・共通化を図ること

〔簡素化の例〕

- ・農林水産省に対する事業遂行状況報告書の提出回数を低減（現行は要綱に四半期毎に提出と記載）等

〔共通化の例〕

- ・内閣府への事業実施計画書（分野別の事業一覧）と国土交通省等への交付申請書（地域自主戦略交付金調書）等

- (5) 継続事業など必要な事業について、年度当初（4月1日）からの事業着手を可能とすること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金は補助金適正化法の対象外とすべき（緊急声明〔H23.1.18〕）
- ・地方が住民の声に基づき、自らの責任と創意工夫によって、効率的・効果的に事業を実施できるよう、手続きを簡略化するとともに、地方の事後チェックに委ねること（緊急声明〔H23.1.18〕）
- ・各府省をまたぐ事業間流用を複数回可能とすること（H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕）
- ・各府省に予算を移し替えることなく、内閣府に一元化すること（これにより、国・地方とも事務負担の軽減が図れるほか、各府省の関与の排除や、各府省間の流用が隨時可能となるなど）（H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕）
- ・事業計画提出から交付決定までの時間を短縮すること
- ・地方の予算編成に支障を来さないよう、平成24年度の制度概要を早急に示すこと（H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕）



【今年度の結果】

- ・年度間流用は一部の事業に限定（社会資本整備・農山漁村地域整備・自然環境整備に関する事業のうち予算補助に限定、法律補助は流用不可）
- ・各府省をまたぐ事業間流用は今年度年2回に拡大（6月末と11月中旬）
- ・地域自主戦略交付金等は依然として補助金適正化法の対象（財産処分規定等で地方の裁量が狭められている）
- ・事業計画について、要記載内容が各事業によって統一されていない状態
- ・事業計画（内閣府）と交付申請（各省）の内容が一部重複

4 配分方法について

- (1) 引き続き継続事業の適正な事業量に配慮しつつ、客観的指標による配分の割合をより一層拡大すること
- (2) 客観的指標に基づく配分については、条件不利地域や社会資本整備の遅れている地域等の実情をより一層考慮したものとすること
- (3) 配分方法については、予見可能な算定方法とするため、簡素なものとすること

【知事会のこれまでの主張】

- ・「恣意性のない客観的指標に基づく配分」を基本とし、条件不利地域だけでなく、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域などにも配慮すること（緊急声明〔H23.1.18〕）
- ・客観的指標に配分を拡大していく方向にあると聞いているが、引き続き継続事業の確保に配慮するとともに各年度において極端な変動が生じないよう配慮すること（H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕）
- ・客観的指標による配分については、社会資本整備の遅れた地方の実情を考慮するとともに、財政力の弱い団体により配慮した仕組みとなるよう必要な見直しを行うこと（H24予算編成に向けた意見〔H23.10.20〕）



【今年度の結果】

平成24年度配分割合	既存分	拡大分
1号算定分（継続事業の事業量等に基づく配分）	8割	9割
2号算定分（客観的指標に基づく配分）	2割	1割
・平成24年度の客観的指標に基づく配分		
未改良道路延長が客観的指標に追加		
財政力に応じた配分割合が増加（H23:11.36%→H24:11.54%）		

5 その他

- (1) 地域自主戦略交付金等は、本格的な税財源移譲までの過渡的な措置とともに、税財源移譲に向けたスケジュールを示すこと
- (2) 制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」などを活用し、地方の意見を十分に反映すること
- (3) いわゆる「空飛ぶ補助金」のうち、地域振興に関するものなどは、広域的な視点で地域振興に責任を有する都道府県に交付すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金化によって、本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようになくなってしまうこと（大原則 [H22. 4. 6]）
- ・一括交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分聴取するとともに「国と地方の協議の場」において協議すること（大原則 [H22. 4. 6]）
- ・空飛ぶ補助金等のうち、各地域の振興に関するものなど都道府県が主体的に政策的な裁量を発揮できる補助金等についてはこれを廃止し、一括交付金の対象とすること（知事会の考え方 [H22. 6. 4]）



【今年度の結果】

- ・税財源移譲と一括交付金との関係が不明確
- ・空飛ぶ補助金の取扱いが不明確

② 市町村分の一括交付金化について

(1) 市町村を対象とした交付金と都道府県を対象とした交付金を明確に区分して制度設計すること

- ・事業計画の作成その他の事務を明確に区分すること
- ・協調補助の義務付けを行うような補助金を一括交付金に含めないこと

(2) 事務手続きが現行より都道府県・市町村ともに複雑化・負担増とならないようにすること

【知事会のこれまでの主張】

- ・市町村を対象とした交付金と都道府県を対象とした交付金を明確に区分して制度設計すること
- ・事務手続きが現行より都道府県・市町村ともに複雑化・負担増とならないようにすること
- ・市町村の継続事業、団体間・年度間の事業の変動等へ配慮すること
(H24制度設計に関する意見 [H23. 6. 23])



【今年度の結果】

- ・政令市に導入。

③ 経常補助金の一括交付金化について

地方の自由裁量の拡大に寄与しない経常補助金については、地域自主戦略交付金等に含めないこと

【知事会のこれまでの主張】

- ・地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと (大原則 [H22. 4. 6])

日本再生デザイン～分権と多様化による、日本再生～ 中間とりまとめ

平成24年7月19日
日本のグランドデザイン構想会議

グランドデザインの発想

(共有する危機感)

- 人口減少社会の到来や少子化・高齢化による人口構造の激変、経済・社会のグローバル化など、大きな構造変化に直面する日本を東日本大震災が襲い、日本は未来への道筋を見いだせないまま、まさに危機に直面しているといって過言ではない状況。
- このような大きな社会・経済構造の変化や災害リスクに対峙するため、今こそ、国民の力を結集し、この国の将来の方向性、次世代に向けた新しい成長モデルについて明確なビジョンを描き、日本の再生につなげていくべきではないか。

(3つの基本認識)

- 長引くデフレにより、東京圏も地方でも需給ギャップが発生している。需給ギャップを解消し、デフレ脱却を図るためには、国レベルの経済政策のみならず、地域の特性に応じた新たな付加価値を生み出す需要の創出が求められる。
- 少子化・高齢化は、特に地方における生産年齢人口の減少を加速し、地域の持続的な発展の基盤を失わせている。地域の持続性を確保していくため、地域に応じた新たな産業を創出し、雇用機会の掘り起こしを可能とする仕組みが必要となる。
- 人口や企業の大都市への過度な集中と地方部の過疎化という相反する行き過ぎを改善し、人材や資本が国全体で活用され、国民一人ひとりが活躍できる社会を目指すことにより、わが国の潜在能力を今以上に発揮させる必要がある。
- グローバル化の中での成長セクターである中国、インドやアセアンなどのアジア、ロシアの成長を戦略的に取り込む必要がある。
- グローバリゼーションと社会・経済構造の変化の中で、持続可能性を回復し日本の再生につなげるためには、

1. 我々地方は、地方分権を推進し、地方が「自己決定」と「責任」を持ち、真に自立した新たな地方自治制度を確立するとともに、多様性を持つ地方自治体がそれ

ぞれの個性と資源を最大限に活かすことができる新しい地域づくりを進めいくという確固たる意思を有している。

2. 地域の多様性をベースとした新産業の創出やグローバル社会に対応した人材の育成・集積を図るとともに、都市・地方間相互の経済・人的交流を活発化することにより、多様性のある圏域を複数形成する必要がある。
3. さらに、大地震等の非常時における国家機能・経済活動への影響を最小限に抑えるため、各地域がバックアップ体制と地域間相互の支援体制の整備を行うとともに、首都直下地震及び南海トラフの巨大地震など大規模災害の危険性が増大する地域の防災力の強化を図ることが求められている。

(3つの未来像を描く)

- 基本認識を踏まえれば、この国の将来の方向性、次世代に向けた発展モデルは、
 - 地域の多様性と創意工夫を活かしたイノベーション(※1)を可能にするため、これまでの枠組みを超えた新しい自立時代の地方自治体・地方制度を構築すること。
 - これから成長分野を多様な地域資源や地理的条件に基づき育成・強化し、地域間の競争と相互補完による多極型の経済圏・交流圏を形成することで、日本全体の社会・経済構造を強化すること。
 - 成長戦略とリダンダンシー(※2)の双方の観点から、国土を貫く複数の軸の形成と地域間ネットワークを確立するとともに、大規模災害の危険性が増大する地域の防災力の徹底強化を図り、いかなる大災害の発生時においても機能する国家づくりを行うこと。
- をベースとして検討していくべきではないか。
- そのため、全国知事会日本のグランドデザイン構想会議は、「分権と多様化による、日本再生」をテーマとして、
 1. 自己決定と責任を持つ、21世紀型の「地方自立自治体」
 2. 多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」
 3. 国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」について、提言を行う。

Ⅰ. 自己決定と責任を持つ、21世紀型の「地方自立自治体」

1. 基本認識と方向性

- 日本の再生には、地域ごとの切磋琢磨をネットワーク化し、地域間の相乗効果により発展させる地域資源・個性を活かす多様性に立脚した成長・発展モデルが必要である。
- 地域資源や地理的条件等を活かし、地域の多様性と創意工夫を成長・発展につなげるためには、地域の取り組みが国の規制や関与によって遅延、限定されることなく、地域の実力を遺憾なく發揮する住民自治制度が必要である。
- 地域資源や地理的条件等を活かした新産業の展開をさらに加速させるためには、総合特区の大胆な変革が必要である。
- また、地域の自主的、自立的な取り組みを進め、地域間の切磋琢磨による相乗効果を生み出すには、全国一律ではなく、その機能が十分に発揮できる行政体制を地方自らが選択・決定できる仕組みが求められ、また、地方が地方税財源のあり方に主体的に責任を持つ仕組みが必要となる。
- これら国と地方の統治機構のあり方を含めた「国のかたち」について、明確な国家戦略として議論し、実現する推進体制の構築が必要である。

2. 具体的な施策

(1) 「スーパー総合特区」の実現

- 現行総合特区制度は、地方の発意による成長戦略を制度的に後押しするものであるものの、必要な具体的な規制緩和や財政措置についての国との協議に多大な時間と労力を要するため、まだ、制度が効果を発揮するに至っていない。
- 現行制度をさらに大胆に見直し、法律上で当初から規定されている規制緩和等の範囲を拡大するなど、国の関与を最小限とすることで自由化・迅速化を図り、国が主導し経済の活性化を図るための特区ではなく、地域ごとの創意工夫により地域が実力を発揮するための「スーパー総合特区」を実現する。

(2) 地方が選択・決定できる地方制度

- 地域の発意で自らにふさわしい制度を選択できるよう、地方自治体が自主的に権限と財源を決定できる地方制度の法制化を求める。
- 同時に、広域自治体と国、基礎的自治体との役割分担、道州制や特定広域連合

を含めた広域自治体のあり方等を幅広く検討する。

- 地域におけるきめ細かな取り組みを実現するため、地方一般財源を充実する。
- 地方消費税の拡充や税源移譲等の地方税の充実・強化を見据え、地方が主体的に財政調整に関わる仕組みを検討する。
- 課税自主権についてさらに自由度を高め、活用を図る。

(3) 国・地方が連携した「国のかたち」の検討

- 「国と地方の協議の場」に「国のかたち検討部会」を設置し、国と地方の統治機構、税負担、社会保障、経済政策、社会資本整備などの「国のかたち」を幅広く議論する。
- 「協議の場」で議論された「国のかたち」を実現し、明確な国家戦略を持った中央政府と地方政府を構築するため、超党派の国会議員、地方六団体の代表等で推進体制を構築し、必要な制度改正を実現する。

II. 多様性のある経済圏・大交流圏による「多極交流圏の創設」

1. 基本認識と方向性

- 地域の多様性を土台とし、地域が多様な制度の下で新産業や人材の育成・集積を図り、相乗効果を得て日本全体の成長につなげる国づくりが求められる。
- そのためには、知識集約型産業や再生可能エネルギーなどの次世代環境技術、農林水産業の6次産業化等について、各々の地域資源等を活かした多極型の産業構造を構築する必要がある。
- 新産業立地等の受け皿として、例えば、すでに形成されている「首都圏エリア大交流圏」や「太平洋ベルト大交流圏」と同様の「大交流圏」を複数構築するなど、都市・地方間相互の経済・人的交流を活発化することによって、相互補完型の多様性のある経済圏を形成する。
- また、地域がグローバリゼーションに対応するための「グローカル(※3)人材」の育成や国際競争力のある産業の育成、大学戦略の展開などを図るとともに、ふるさとへの誇りと愛着を育む必要がある。
- 「絆」によって生み出される「共助」は、「自助」、「公助」と並び、社会が持っている課題解決能力の大きな柱であり、多極で持続可能な分権型の社会の構築に向けて、欠かすことができない要素であるため、絆がつくる共生立国を目指すべきである。

2. 具体的な施策

(1) 多様性に基づくイノベーションと新たな産業の創出

- 産業集積とイノベーションの促進
 - 潜在的な成長産業の集積のため、多様な地域資源を活用した知識集約型産業等、これから日本の発展を支える産業を育成するとともに、国内企業立地を促進する。
 - 地域の特性に合った企業や大学の頭脳・研究開発部門など重要な中枢機能を研究分野ごとに集中した上で、地方への立地を進めるとともに、研究開発機関をつなぐ広域的なネットワークを構築する。
 - 健康・福祉・医療分野や若者・高齢者のライフスタイルの変化を踏まえた新たな産業の創出など「新しい内需」を創出する。
- 新しいエネルギー社会の構築
 - 風力や太陽光等の再生可能エネルギーを活かした地域産業の振興や蓄電技

術の開発促進と、それに基づく循環型社会モデル都市を各地に設置するなど、次世代の環境未来型都市の構築を促進する。

- スマートグリッド(※4)等を活用した将来のネットワーク型社会を構築する。
- 電力の安定供給を確保するため、LNG(※5)や石炭火力発電等の高効率な発電設備の普及拡大やメタンハイドレート(※6)、究極のクリーンエネルギーである水素エネルギーの開発研究等、国産資源の確保戦略を検討する。
- 農林水産業の復権、地産地消・6次産業化の推進
 - 食糧危機に対応するための食料自給率の向上を図る。
 - 農林水産品の国内での消費も含めた地産地消、農商工連携による6次産業化や担い手不足を解消するための新規就農者対策を推進する。
- これら新産業について、地域資源や地理的条件等を踏まえた多極型の産業構造を構築し、各地域が自らの特性に応じた産業の強みを持ち、国土全体で各地域を相互に補完できる多様性のある経済圏の基盤とする。

(2) 自立した、成長するグローカルな地域社会

- 國際競争力のある産業の創造
 - アジア経済の成長・発展を取り込んだ成長戦略を描く。
 - 日本人の知を活用したクリエイティブなコンテンツ産業(※7)や科学技術を原動力にした国際競争力のある産業を創造する。
 - 観光立国の実現に向けた積極果敢なM I C E (※8)戦略を推進する。
- グローバル・グローカル人材、高度専門人材の育成
 - 未来を開く人材育成のため、英語教育をはじめ、子どもの可能性を最大限に引き出し、才能や個性を伸ばす教育制度や人材育成システムを構築する。
 - 日本で活躍する優秀な外国人留学生・研究者の戦略的獲得・育成の具体策(研究、就労、起業支援等)を検討する。
 - 大学秋入学等を踏まえ、地域社会の協働など「ギャッブイヤー(※9) (タム)」の有効活用方策等を検討する。
- 地域の資源と人材を活用した地域社会の構築
 - 国民の多様な価値観・ライフスタイルの変化を踏まえ、従来の価値観や制度、成功モデルにとらわれない、都市と地方の相互補完による地域社会の在り方を検討する。
- ふるさとへの誇りと愛着の醸成
 - グローバル化が進展する中、ふるさとの魅力を知り、理解を深め、ふるさ

とへの誇りと愛着を育む。

○ 絆が豊かさを生み出す地域社会の構築

- 自分の生活を自らの力や家族の支え合いで守る「自助」、政府や自治体が公的に支える「公助」だけでなく、人と人の絆が強められ、地域の中で家族による支え合い、それを包み込む地域ぐるみの「共助」の仕組みが様々な用意されている地域社会を構築する。

○ 相互補完型の地域構造の構築

- 都市・多自然地域間の支え合い、補完により課題を解決する仕組みを構築し、地域、府県域を越えた広域のつながりの中で、幅広い分野の地域課題を解決し、多様性や個性を発揮できる地域社会を構築する。

(3) 「大交流圏」～多様性のある経済圏～の構築

- 多様性に基づくイノベーションと新たな産業の創出や、自立した、成長するグローバルな地域社会の形成による日本の経済・社会構造の再生は、地域間の競争と相互補完があってはじめて実現する。このため、国土を貫く複数の軸を形成し、地域間ネットワークを確立しつつ、日本全体の活力を創出することができるよう、多様で、成長・発展が期待できる経済的・人的な交流圏域を確立する。
- 多様性のある圏域の具体化として、すでに形成されている「首都圏エリア大交流圏」や「太平洋ベルト大交流圏」と同様の「大交流圏」を複数構築する。
- 「大交流圏」は、現在の人口・都市分布や地理的条件等を考慮した実現可能性を踏まえ、形成することを検討する。
- 「大交流圏」の検討に当たっては、各々の地域資源や人材、地理的条件等を踏まえた大交流圏ごとの戦略を持ち、新幹線をはじめとする「国家レベルの公共投資」を行った上で大交流圏内外の相互ネットワークを構築し、「多様性のある経済圏」を実現する。

III. 国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」

1. 基本認識と方向性

- 地域の多様性に基づく相互補完型の国土構造の構築には、国土を貫く複数の国土軸と地域間ネットワークを確立することが求められる。
- 世界の成長セクターであるアジアとの地理的条件やリダンダンシーの観点からは、すでに完成している太平洋ベルトに加え、日本海国土軸や東海から四国・九州へと続く太平洋新国土軸等をはじめとする国土軸の複線化を図ることが不可欠である。
- また、エネルギー代替機能の観点から、大陸から日本海側を経て太平洋ベルトへのパイプラインネットワークの早期構築が必要である。
- いかなる大災害の発生期においても機能する国土づくりを行うため、首都・東京及び首都圏における防災力の強化を徹底的に行う一方、有事対応のための全国的なバックアップ体制を検討し、可能なものから早急に実現する必要がある。

2. 具体的な施策

(1) 国土軸のリダンダンシーの確立

- 成長戦略とリダンダンシーの観点から、成長セクターに近接する日本海側の戦略的位置づけや太平洋ベルトのバックアップの観点にも留意し、国土軸を複線化する。
- 「日本海道」の完成をはじめとする基幹交通ネットワークの構築（陸の道）
 - 日本海沿岸道路の早期整備と太平洋側への横断軸整備
 - 高速道路等のミッシングリンク(※10)の解消
 - リニア中央新幹線（東京－大阪間）に加え、北海道から四国・九州までの全国新幹線網の早期整備の促進
- 「港湾国土軸」の構築（海の道）
 - 極東アジアに近接する日本海側港湾のハブ化と拠点間ネットワーク構築のための国家戦略策定、集中投資
 - 太平洋、瀬戸内側の港湾との有機的アクセスのための高速道路、鉄道網の充実
- 「国内外航空網」の増強（空の道）
 - 東アジアにおける国際競争優位を牽引するためのハブ空港化の促進や既存

ストックの十分な活用、過密空港における滑走路増設など空港キャパシティの増強を行う。

○ 「ガスパイプライン網」の構築（エネルギーの道）

- 災害を見据え、大陸から首都圏、太平洋ベルト、東北地方等をカバーする広域的なエネルギー供給拠点である日本海側基地及びガスパイプライン網を整備する。

(2) 首都・東京及び首都圏の徹底した防災対策

- 重要度に応じた建築物等の耐震強化、液状化対策、沿岸部における津波対策、首都直下地震を想定した避難路・救援路の事前想定、官民間わず全組織におけるBCP策定推進、リスクコミュニケーション等、徹底的な防災対策を**迅速に実施する**。

(3) 首都機能のバックアップ

- 国と地方が連携し、**国全体の事業継続計画（BCP）を策定**する。
- 経済・産業（企業）活動の多極化を進めることにより、経済機能のリスク分散が図られ、首都圏が被災すると我が国の経済活動が甚大な被害を蒙るという、一極集中の被災リスクの脆弱性を克服する。
- 首都・東京及び首都圏における徹底的な防災対策を迅速に実施するとともに、まずは、迅速かつ機動的に機能する首都圏域内のバックアップ体制を強化する。一方で、交通輸送手段や情報通信機能の整備の状況、外交機能や民間中枢機関、大学・研究機関、「知」や文化力等の集積の状況に加え、首都圏との同時被災の可能性や災害の蓋然性が低いことなども念頭に置いてバックアップエリアを設定し、**「双眼構造」を併せて実現**する。

(4) 太平洋ベルト等の強化

- 太平洋ベルトでは、南海トラフの巨大地震を想定し、重要施設の耐震化、液状化対策、沿岸部における津波対策等を早急に実施するとともに、救援ルート確保のための高速道路等の整備や広域防災拠点・避難所整備、堤防整備、及び既存インフラの健全化対策等を早急に実施する。
- 太平洋ベルトのリダンダンシーの観点から、高速道路のミッシングリンクの早期解消を図るとともに、東海道新幹線の代替手段となり得るリニア中央新幹線（東京一大阪間）の国策としての早期整備を促進する。

(5) 「大交流圏」の形成のためのネットワークの整備

- 多様性のある経済圏を具体化する「大交流圏」を形成するため、地域を相互に連関し、国土を貫く複数の国土軸の確立と歩調を合わせ、全国新幹線鉄道網や高速道路網等の整備を促進する。

[用語解説]

※1：イノベーション（P2. P5）

新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。つまり、それまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことを指す。

※2：リダンダンシー（P2. P8. P9）

原義は「冗長性」、転じて「代理機能性」。国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能破壊につながらないように、予め交通ネットワーク施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質を示す。

※3：グローカル（化）（P5. P6）

全世界を同時に巻き込んでいく流れである「世界普遍化」（globalization）と、地域の特色や特性を考慮していく流れである「地域限定化」（localization）の2つの言葉を組み合わせた混成語である。

※4：スマートグリッド（P6）

デジタル機器による通信能力や演算能力を活用して電力需給を自律的に調整する機能を持たせることにより、省エネとコスト削減及び信頼性と透明性の向上を目指した新しい電力網のこと。

※5：LNG（P6）

液化天然ガスの略で、メタンを主成分とした天然ガスを冷却し液化した無色透明の液体。

※6：メタンハイドレート (P6)

メタンガスと水からなる氷状固体物質。低温・高圧の環境条件の中で存在する物質で、水深500m以深の深海底下の堆積物中や永久凍土中に広く分布する。メタンハイドレートには、メタンなどの炭化水素分子が閉じこめられており、石油などの在来型エネルギー資源に代わる新しいエネルギー資源として注目されている。

※7：コンテンツ産業 (P6)

コンテンツ、すなわち、文書・音声・映像・ゲームソフトなどの情報の内容に関する産業のこと。

※8：MICE (P6)

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

※9：ギャップイヤー (P6)

高等学校の卒業から大学への入学、あるいは大学の卒業から大学院への進学までの期間のこと。英語圏の大学の中には入試から入学までの期間をあえて長く設定して、その間に大学では得られない経験をすることが推奨されている。

※10：ミッシングリンク (P8, P9)

主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等のうち、未整備の部分のこと。

今後の医療保険制度のあり方に関する決議

平成24年7月19日
全 国 知 事 会

民主党において5月にとりまとめられた後期高齢者医療制度の廃止を含む高齢者医療制度の見直し案は、全国知事会が従来から反対してきた平成22年12月の高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」そのものであり、①高齢者の方々を新たに分断し、②低所得者が多い国民健康保険の財政構造を一層悪化させ、③国が財政責任を全くとらないもの、であるとともに、昨年度の「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」における合意事項を無視したもので、まさに地方軽視と言わざるを得ない。

当該法案の今国会への提出は見送られたが、現行の後期高齢者医療制度については、施行から4年余を経過し定着していることから、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めるべきであり、今後とも地方の意見を踏まえない見直しは、断じて認めることはできない。

また、今般、国民健康保険法の改正が行われたが、その内容は、危機的な財政状況にある国保が抱える構造的な問題の抜本的な解決には十分なものではない。

我々都道府県としては、国保の構造的な問題の抜本的な解決が図られ、持続可能な制度が構築されるならば、積極的に責任を担う覚悟であるが、国においては、地方と真摯な協議を行い、国・地方双方にとって安定的な財源を確保するとともに、国の定率負担の引上げによる公費負担の拡大など、一層の財政責任を果たすことを強く求める。

子ども・子育て支援施策の充実に関する提言

平成24年7月20日
全国知事会

子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けては、国と地方の適切な役割分担のもと、国と地方で十分に議論を尽くした上で、子ども・子育て家庭に対する政策を総合的に推進していくことが必要である。

このため、以下の内容について提言する。

1. 新たな子育て支援制度について

(1) 新たな子育て支援制度については、3党合意(※)を踏まえて修正等が行われた「子ども・子育て関連3法案」が衆議院で可決され、現在、参議院において審議されている。

本制度改革は、地方が責任を持ち、地域の実情に応じて自主的に取組むための抜本改革であることから、修正後の制度内容について自治体に対する十分な説明を行い、社会全体での子ども・子育て支援体制の確立を早急に進めること。

また、保育を必要とする子どもに対する、新たな幼保連携型認定こども園が整備されるよう、その設立手続の簡素化、これにふさわしい財政支援などを行うこと。

その上で、地方負担分への財政措置を含め必要となる財源の確保を確実に行うとともに、法成立後、速やかに、給付や事業の基準等を定める政省令など詳細な制度設計に当たっての自治体をはじめとした関係者への適切・的確な情報提供及び十分な説明、協議等を行うこと。

また、3党合意に明記されている「大都市の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組み」の導入について、待機児童の早期解消に向けて、更なる対策を講じること。

(※)「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

(2) 衆議院で可決された「子ども・子育て関連3法案」において、恒久化や拡充などが図られることとされている次の施策等については、必要な財源を確保した上で、地方の実情を踏まえた制度改正等を早急に図ること。

①小規模保育や家庭的保育、事業所内保育

- ・待機児童の多い地域、人口減少地域など地域の実情に応じた保育を確実に提供できる制度にするとともに、財政支援を実施すること。

②ファミリー・サポート・センター事業

- ・地域の実情に応じて実施することが可能となるよう、子育て支援交付金の人数要件の撤廃など要件緩和を行うこと。

③放課後児童クラブ

- ・補助基準額の引き上げなど実態に応じた費用を保障する仕組みにするとともに、国庫補助における人数要件の撤廃などにより小規模クラブにおいても、安定的な運営ができるようにすること。

④妊婦健康診査

- ・妊娠中の適切な母体管理を図るため、必要な回数の健康診査を受けられるよう、市町村に対する財政支援を恒久的なものにするなど、必要な措置を講じること。

⑤保育士・幼稚園教諭の待遇改善

- ・待機児童の解消や保育の質の充実等を図るため、保育士・幼稚園教諭の待遇改善など保育士・幼稚園教諭の安定的、継続的な雇用につながるよう、適切な財政措置を講じること。

(3) 保育サービス等の充実や児童虐待防止対策の強化、東日本大震災に伴う子どものこころのケア等、安心こども基金を活用して行われている、地方の実情に応じた子ども・子育て支援施策が途切れる事のないよう、基金の延長・充実を含め、国として支援を継続すること。

2. 子育て支援施策の充実について

その他、子ども・子育て支援施策を充実するために、次の施策について、必要な財源を確保した上で、制度改正等を図ること。

(1) 不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費に係る国の助成額を増額するとともに、医療保険の適用についての検討を進めること。

また、不育症の検査、治療についての研究を進め、その研究成果の評価検証を行い、自治体等への適切な情報提供など積極的な支援を行うこと。

(2) 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育所、幼稚園等に通う子どもを対象とした、現行の多子世帯保育料等軽減措置における同時入所要件の廃止と対象施設の拡大を行うこと。

(3) 自治体が乳幼児（心身障害児を含む）に対する医療費の助成を現物給付により実施した場合の国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置は、直ちに廃止すること。

(4) 地方に裁量の余地のない全国一律給付である児童手当は、国の責任において地方負担分を含め財源の確保を確実に行うとともに、制度の運用に当たっては、支給事務等を行う市町村等への過重な負担とならないよう、地方の意見を十分に踏まえること。

(5) 児童虐待への対応を進める上で必要となる専門職員の確保や相談体制等の充実を図るため、児童相談所の児童心理司や、特に市町村の専門職員の配置について、適切な財政措置を講じること。

(6) 社会的養護が必要な子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で安心して生活できるよう、里親及び里子のケア体制充実のための児童相談所等への職員配置の充実やファミリーホームの職員体制の強化、また、児童養護施設等を退所した児童の自立を支援するためのアフターケアの充実等について、適切な財政措置を講じること。

3. 未婚化・晩婚化対策の充実について

少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化について、個人の意思を尊重しつつ、報道機関等を通じたポジティブ・キャンペーンの展開による婚姻の促進について、国が主体となった対策を講じるとともに、地方がそれぞれの地域の実情に応じて独自に実施する取組に対して積極的な支援を行うこと。

日本再生十二箇条

～ 国と地方が協力し、この国の未来を創る～

平成 24 年 7 月 20 日
全 国 知 事 会

我々は、明確な財源に裏打ちされ実現可能な責任ある、「日本再生」を果たす政権公約（マニフェスト）を作成することを求め、以下の十二箇条を世に提言する。

1 国・地方の協議に基づく日本再生

国と地方の連携で、日本再生を！！

全国知事会は、国とパートナーシップの関係に立ち、日本再生を果たす決意がある。

法定化された「国と地方の協議の場」の積極的な活用を通して、地方自治に影響を及ぼす政策課題をはじめ、「この国のかたち」について、企画立案段階から地方と積極的かつ幅広く協議するプロセスを強化し、日本再生を断行するための推進体制を構築すること。

2 震災からの復興

東日本大震災による被災地の復興なくして、日本再生はない。

東京電力福島第一原発事故に係る原子力損害賠償の完全実施、除染、廃棄物処理、風評被害対策、産業の復興、雇用対策などを促進することで、復興対策を加速すること。被災地の集落再生、交通インフラ再構築をはじめとする復興対策に全力を尽くし、日本再生の第一歩を確実に踏み出すこと。

3 国民の命と財産を守る防災対策

東日本大震災の検証を踏まえ、全国規模の超巨大災害をはじめとする防災体制を構築することなくして、日本再生はない。

東日本大震災の検証を踏まえ、災害から国民の生命、身体、財産を守り社会生活・地域経済の安定を図るため、首都直下地震、南海トラフ超巨大地震の問題を含めた全国規模の超巨大災害に対する防災対策を確実に推進すること。日本海西部地域など国の地震・津波調査の空白地域においても調査研究を行うなど、列島に襲いかかる災害から国民を守る防災対策を断行すること。

4 エネルギー対策と原子力安全の確立

地域の安全を基本にエネルギーを安定的に確保しなければ、国民の安心と日本再生はあり得ない。

再生可能エネルギーや原子力発電のあり方を含め、国民的議論により、我が国の中長期的なエネルギー政策の方針を早期に示すこと。

新たな原子力安全規制体制を早期に確立し、専門的な知見等を踏まえ、原子力規制委員会の下で新たな安全基準を確立するなど、安全対策を確実に講じること。シビアアクシデント対策、高経年化原子炉対応、再起動に関する納得の得られる判断、原子力防災対策の強化を確実に進めること。

5 緊急経済対策の実施

今なお継続する歴史的な円高・デフレからの脱却なくして、日本の成長はなく、成長なくして再生はない。あらゆる手を尽くして、緊急経済対策を実施すること。

経済の下支えに不可欠な雇用創出基金による雇用を維持、創出し、若年者や高齢者、女性、障がい者などの就業支援を充実するとともに、為替介入や金融緩和政策の強化等の円高・デフレ対策により中小企業の発展を支え、その上で、成長分野の規制緩和や総合特区制度の一層の活用、防災対策に重点を置いた公共事業の推進等の地域経済対策など、地域経済・雇用の活性化対策を迅速に実施すること。

6 分権改革の断行

分権による地方の「自主・自立」は、地方からの日本再生に不可欠。

国は、リーダーシップを持って将来の「この国のかたち」を明示し、地方と十分協議の上、国と地方の役割分担を整理すること。また、役割分担に基づき、国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大、国の出先機関移管の断行を大胆に推進すること。

7 国と地方の税財源配分の再構築

住民の生活と安心には、安定した地方税財政の確立が必要。

国と地方の役割分担に応じて税財源の配分を見直すとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方の自主財源を拡充すること。その際、地方一般財源総額を確保し、法定率の引き上げを含め持続可能な地方交付税制度の確立を図ること。

8 21世紀型の「地方自立自治体」の確立

全国一律ではなく、それぞれの地域が自ら制度を選択・決定できる仕組により、地域資源を活かし、個性を伸ばすことが、日本全体の成長と再生につなげる礎となる。

特定広域連合への出先機関移管を実現する法律を制定すること。更に、国の関与を最小限とした「スーパー総合特区」の実現等規制緩和の推進、地方自治体が自主的に権限と財源を決定できる地方制度の法制化を目指すとともに、道州制を含めた広域自治体のあり方等を幅広く検討すること。

また、臨時財政対策債の発行額を縮減するほか、これから的地方税の充実・強化を見据え、地方が地方税財源のあり方を主体的に決定できる仕組みを検討すること。

9 「多極交流圏」の創設

多様な地域の創意工夫を活発に交換し、交流することが経済を活発化させる。日本に新たな交流圏域をつくることが再生へのステップになる。

各々の地域資源等を活かした多極型の産業構造を構築するため、知識集約産業や次世代環境技術、コンテンツ等の新産業について地方への立地を進めることとし、その受け皿として「大交流圏」を複数構築すること。地理的条件等を踏まえた「大交流圏」ごとの戦略を持ち、国家レベルの公共投資を行った上で、「大交流圏」内外の相互ネットワークを構築すること。

10 新たな国土構造の構築

日本を一つにする多様な国土軸は、国民の安全と安心そして日本の成長をつなぐ、日本再生の「背骨」である。

国土のリダンダンシーの観点から、高速交通網の整備による日本海国土軸及び太平洋新国土軸など多重型国土軸による新たな国土構造を構築すること。

迅速かつ機動的に機能する首都圏域内のバックアップ体制を強化する一方で、国全体のBCPを策定するとともに、国土の「双眼構造」を併せて実現すること。

11 安心を支える社会保障制度の確立

少子・高齢社会の安心は、日本再生の土台。持続可能な社会保障制度は、「当事者」たる地方なくして確立し得ない。

国民が安心して未来を託しうる社会保障制度とするため、総合的な**社会保障の実現**が求められていることを踏まえ、国・地方双方にとっての**安定財源を確保**するとともに、将来にわたって持続可能な医療保険制度や年金制度等を確立すること。また、**医師不足対策**を推進するとともに、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けて、**子ども・子育て家庭に対する政策を総合的に推進**すること。

その際、社会保障サービスの担い手である地方はまさに「当事者」であり、制度の企画立案段階から地方を十分に参画させること。

12 「人づくり」から「新たな国づくり」を

グローバル・グローカル人材、高度専門人材の育成で国づくりを！！

未来を開く人材育成のため、子どもの可能性を最大限に引き出し、才能や個性を伸ばす教育制度や人材育成システムを構築すること。

日本で活躍する優秀な技術者等の戦略的人材育成の具体策（研究・就労・起業支援等）を検討すること。

また、グローバル社会に対応した国際的に活躍できる人材を育成すること。

拉致問題の早期解決に関する緊急決議

平成24年7月20日

全 国 知 事 会

小泉総理大臣（当時）の訪朝から10年、本年こそ拉致問題解決のため、全国知事会は全力を尽くす決意である。

具体的には、

1. 拉致被害者を早急に救出するための1千万人の署名活動に協力すること
2. 9月2日に東京で開催される「すべての拉致被害者を救出するぞ！国民大集会」に、できる限り知事本人が出席すること
3. 「広報」等を通じ、広く都道府県民に訴えること
4. 共通スローガンを活用すること
5. ブルーリボンバッジの着用を促進すること

以上決議する。

MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議

平成24年7月19日
全 国 知 事 会

日米安全保障条約など外交・防衛政策の重要性は、都道府県としても認識しており、それに協力する必要があると考えている。

また、米軍基地に関する沖縄県の負担軽減についても、できるだけ早期に実現していくことが必要である。

そのような中で、6月29日、米国政府から日本政府に対し、海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの普天間飛行場への配備について通報があった。

機体は、7月下旬に陸揚げのため岩国飛行場に到着する予定であり、近く到着するとの報道もあったところである。

米国政府は、当該機の安全性に関して日本政府が有する懸念に鑑み、調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるMV-22オスプレイの飛行運用も控えることである。

しかし、オスプレイについては、本年4月にはモロッコでMV-22が、また6月には米国フロリダ州でCV-22が墜落し、関係自治体ではこうした事態を深く憂慮し、安全性について大きな懸念を抱いている。

政府からは、米側から提供された情報として、事故に関して機体に機械的な不具合や設計上の欠陥はなかったとの説明があったが、これで十分な説明がなされたとは言えず、関係する自治体や住民が懸念している安全性について未だ確認できていない現状においては、受け入れることはできない。

また、政府が、MV-22オスプレイの岩国基地への先行搬入と試験飛行を許すことは、日米の良好な関係維持への重大な影響が懸念される。

政府においては、MV-22オスプレイの安全性や事故原因、飛行訓練による周辺住民への影響等について、責任を持って、関係自治体に詳細に説明するとともに、岩国飛行場への陸揚げ、準備飛行や沖縄県への配備、全国各地で行われる飛行訓練等については、その具体的な内容を明らかにするとともに、関係自治体の意向を十分尊重して対応するよう強く求める。

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策等の推進に関する決議

平成 24 年 7 月 20 日
全 国 知 事 会

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、地球規模の重要な課題であり、国では、平成 24 年度税制改正において、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税への税率の上乗せによる「地球温暖化対策のための税」を制度化するなど、対策の推進に必要な財源確保の取り組みが大きく前進した。

今後は、当該税財源により、広範な分野にわたりエネルギー起源 CO₂ の排出抑制対策が行われることとなっており、その効果を期待するものである。

一方、森林吸収源対策については、京都議定書第 1 約束期間において、我が国の温室効果ガス排出削減目標値 6 % のうち、3.8 % を確保することとされ、国内対策として有効性が認められているにも関わらず、現在、この税の使途に森林吸収源対策は位置付けられていない。

我が国は京都議定書第 2 約束期間には参加せず、独自対策により最大限の努力を進めることとなっているが、世界各国が新たなスキームで地球温暖化対策に取り組むこととされた 2020 年以降の枠組みの中で、イニシアチブを取っていくためには、排出抑制対策と森林吸収源対策に一体的に取り組み、実績として示すことが求められている。

森林吸収源対策を推進する上で、都道府県や森林整備法人等がその役割を担っているが、今後も森林の有する公益的機能を継続的に発揮させるためには、これらが実施する取組を支援していくことも重要である。

また、森林については、水源の周辺における利用目的が明らかでない土地取引が認められており、適正な土地利用の確保が求められている。

このため、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策及び水資源保全対策を、次のとおり推進するよう決議するものである。

- 1 平成 24 年度税制改正大綱（平成 23 年 12 月 10 日閣議決定）には、森林吸収源対策について「平成 25 年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。」と記載されていることから、「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を新たに位置付け、間伐等の実施、作業道の整備や林業機械等の導入による森林整備を着実に推進するために必要な財源を安定的に確保すること。
- 2 平成 25 年度以降の地球温暖化対策の国内対策の策定を検討する中で、間伐等促進法に基づく地方債特例措置の継続など、森林吸収源対策に要する地方の財源を確保する仕組みづくりを行うこと。

- 3 森林吸収源対策を推進するため、国内産木材を使用することが地球温暖化対策に資することについて、国民の理解を深めるよう努めるほか、国内産木材の建築材への積極的利用や木質バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた支援、企業が森林CO₂吸収源取引を行うJ-VER活用への支援等を積極的に拡充すること。
- 4 水資源の保全に向けて、水資源に係る基本法や水源地域の森林等の土地取得の規制に係る法令等の整備を行うとともに、土地所有者情報の行政機関相互の共有等を一層促進すること。